

## 知的障害者支援

[ 知的障害者更生相談所 ]

[ 障害者権利擁護センター ]

## ( ) 知的障害者更生相談所

### 1 設置の目的

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法に基づいて、各都道府県が設置する知的障害者の福祉を図るための専門的な相談機関である。

主な業務は

- (1) 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行う。
- (2) 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行う。
- (3) 必要に応じ、巡回してこれらの業務を行うことができる。
- (4) 以上のほか、知的障害者の福祉に関するものを行う。

### 2 業務内容

#### (1) 来所相談

専門的相談指導

18歳以上の知的障害者に関する療育手帳制度や、障害者総合支援法、また、生活、職業、医療、障害基礎年金受給申請等の問題について、家庭その他からの相談に応じるとともに、必要な助言・指導を行う。

判定・指導

18歳以上の知的障害者を対象として、次のような判定を行うとともに、これに付随して必要な助言・指導を行う。原則的に市・町から依頼のあったものを対象とする。

ア 医学的判定

原(傷)病名及び障害の現況の把握等について、精神科嘱託医による医学的判定を行う。

イ 心理学的判定

心理学的検査(知能検査等)等の結果に基づき、その心理的諸特性を把握し、判定を行う。

ウ 職能的判定

動作能力や作業条件に対する適応力を判定する。

#### (2) 巡回相談

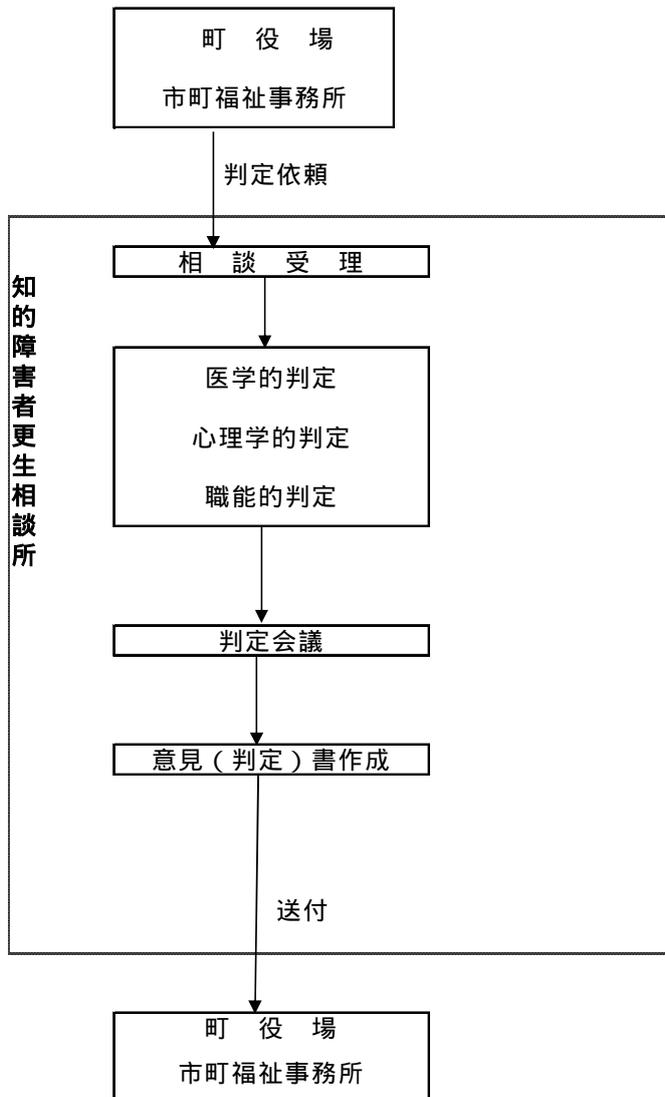
身体の障害等の理由で来所困難な方については、市・町や利用施設・病院等を訪問し、心理学的判定等を実施している。また、離島地区においては、県保健所にて心理学的判定等を実施。

#### (3) 関係機関との連絡調整

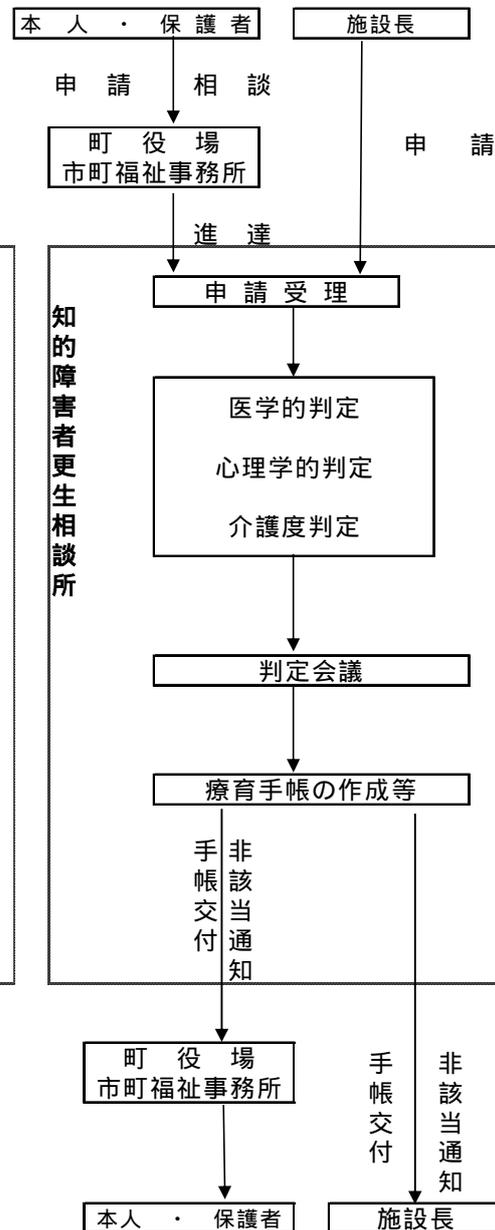
障害者雇用連絡会議に出席し、障害者雇用に関し、情報交換を行う。必要に応じ、公共職業安定所等に情報を提供する。

### 3 相談判定業務と療育手帳交付事務

判定業務



療育手帳制度に係る判定及び交付業務



- \* 療育手帳の交付事務は、児者に関わらず知的障害者更生相談所で一括して行っている。  
 (長崎こども・女性・障害者支援センターは平成 23 年度から)  
 (佐世保こども・女性・障害者支援センターは平成 28 年度から)

## ( ) 業務実績

### 1 相談内容別取扱件数

		実人員	相談内容（延べ件数）								計
			施設	職親	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	
長 崎	来所	3,152	0	0	44	0	940	1	993	1,174	3,152
	巡回	12	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	計	3,164	0	0	44	0	940	1	1,005	1,174	3,164
佐世保	来所	1,075	0	0	9	0	174	0	410	640	1,233
	巡回	6	0	0	0	0	0	0	6	0	6
	計	1,081	0	0	9	0	174	0	416	640	1,239
計	来所	4,227	0	0	53	0	1,114	1	1,403	1,814	4,385
	巡回	18	0	0	0	0	0	0	18	0	18
	計	4,245	0	0	53	0	1,114	1	1,421	1,814	4,403

相談内容の多くはその他（療育手帳に係る記載事項変更やケース移管等）と療育手帳（交付、再判定等）であり、全体の約73%を占めている。

残りは「生活」で主にIQ証明書の発行であり、全体の25%となっている。

### 2 判定件数・判定書等交付件数

		判定内容					判定書等交付件数			
		医学判定	心理判定	職能判定	その他	計	障害支援区分	療育手帳	その他	計
長 崎	来所	53	496	0	31	580		514	404	918
	巡回		11		1	12		11	1	12
	計	53	507	0	32	592	0	525	405	930
佐世保	来所	52	230	0	7	289	0	240	232	472
	巡回	0	6	0	0	6	0	6	0	6
	計	52	236	0	7	295	0	246	232	478
計	来所	105	726	0	38	869	0	754	636	1,390
	巡回	0	17	0	1	18	0	17	1	18
	計	105	743	0	39	887	0	771	637	1,408

判定内容は心理判定が743件で、全体の約84%を占めており前年度とほぼ同様である。

### 3 福祉事務所別相談件数

福祉事務所	相談内容								合計
	施設	職親	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	
長崎市			4		90		226	462	782
佐世保市			4		98		225	381	708
島原市			3		10		29	62	104
諫早市			11		33		87	156	287
大村市			7		26		58	131	222
平戸市			0		11		25	62	98
松浦市			3		11		21	33	68
対馬市			0		3		32	50	85
壱岐市			0		17		37	27	81
五島市			1		10		33	73	117
西海市			2		5		23	27	57
雲仙市			8		13		35	79	135
南島原市			4		16		38	61	119
西彼			1		15		34	53	103
東彼・北松			1		29		51	75	156
小値賀町			1		1		2	8	12
上五島					3		12	49	64
管外			1		2		32	23	58
その他			2		721	1	421	2	1,147
計	0	0	53	0	1,114	1	1,421	1,814	4,403

福祉事務所別では、人口の多い長崎市、佐世保市で全体の34%を占める。なお、福祉事務所別の「その他」は地区が特定できない電話相談である。

### 4 判定書等文書対応件数（再掲）

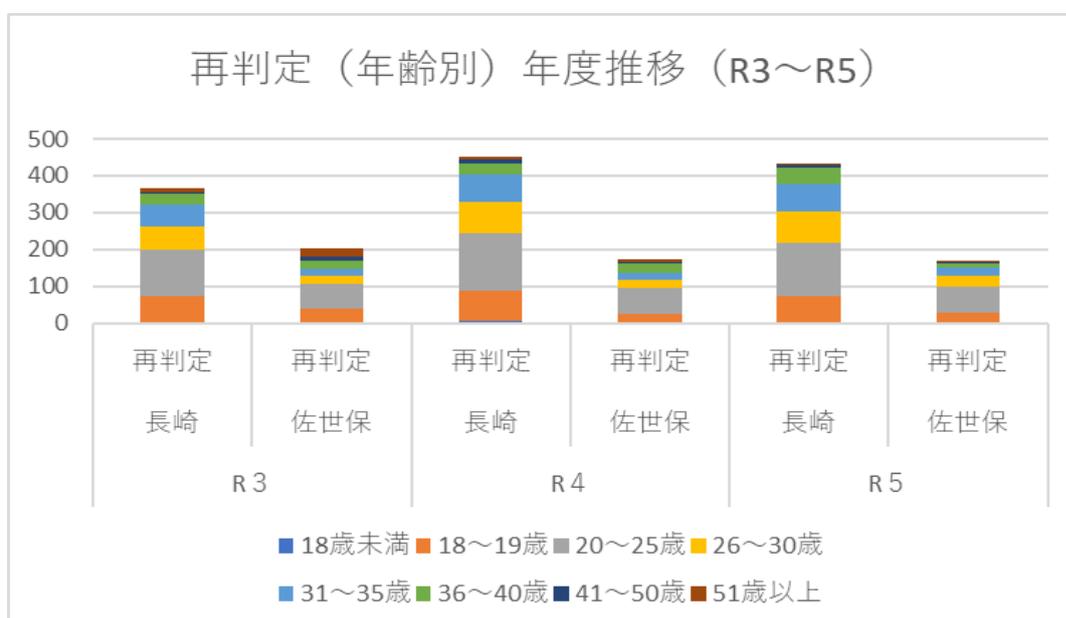
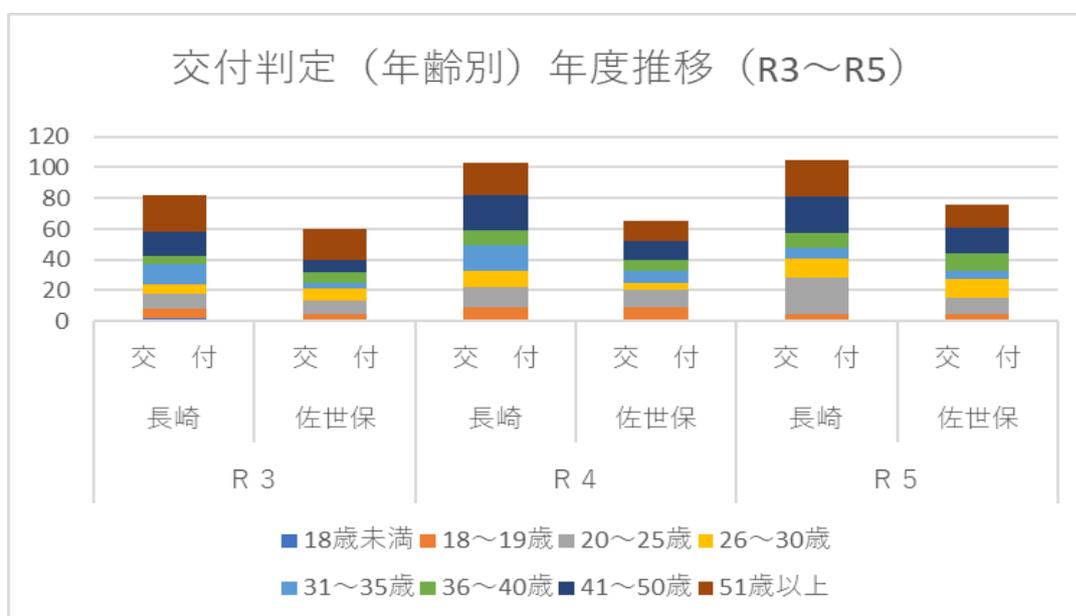
	記載事項 変更届	返還届	職安への 回答	警察への 回答	IQ証明書	ケース移 管	他機関から の判定依頼	他県からの情 報提供依頼及 び情報提供	計
長崎	724	141	42	83	221	225	7	38	1,481
佐世保	373	81	9	28	118	105	10	19	743
計	1,097	222	51	111	339	330	17	57	2,224

3福祉事務所別相談件数のうち、文書で対応した件数（療育手帳発行を除く）を再掲している。項目としては、「職業」「生活」「その他」に該当するものとなる。

## 5 年齢別判定件数

年 齢		18歳未満	18～19歳	20～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～50歳	51歳以上	計	
長 崎	療育手帳	交 付	0	5	23	13	7	9	24	24	105
		再判定	0	73	146	85	73	44	7	6	434
	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		0	78	169	98	80	53	31	30	539
佐 世 保	療育手帳	交 付	0	5	10	12	6	11	17	15	76
		再判定	0	30	71	27	24	12	2	4	170
	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		0	35	81	39	30	23	19	19	246

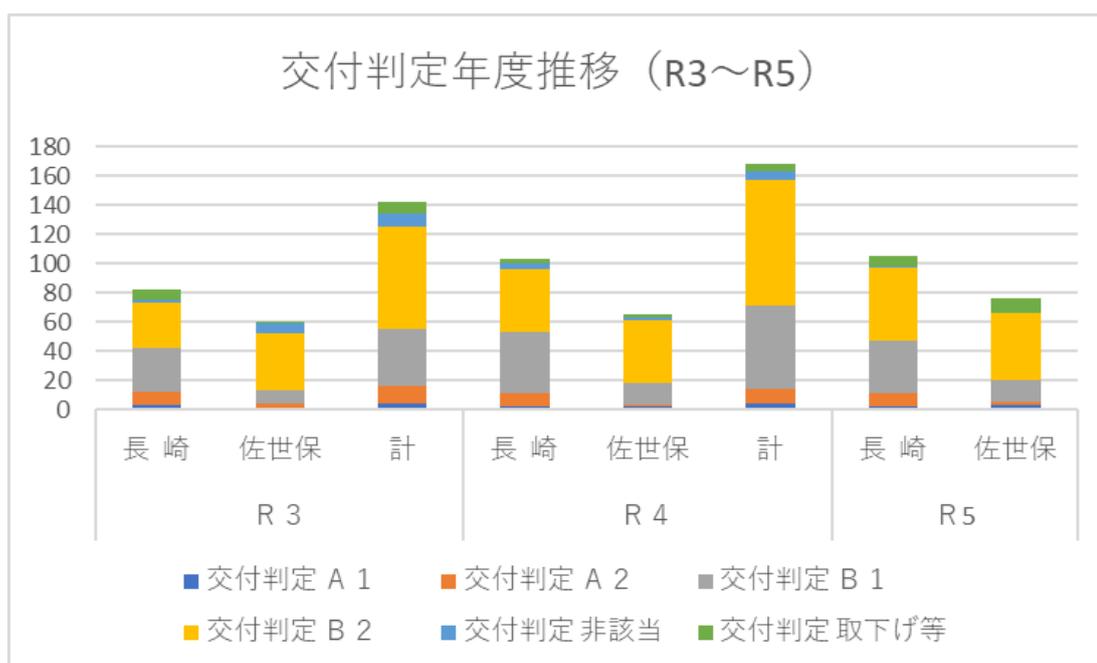
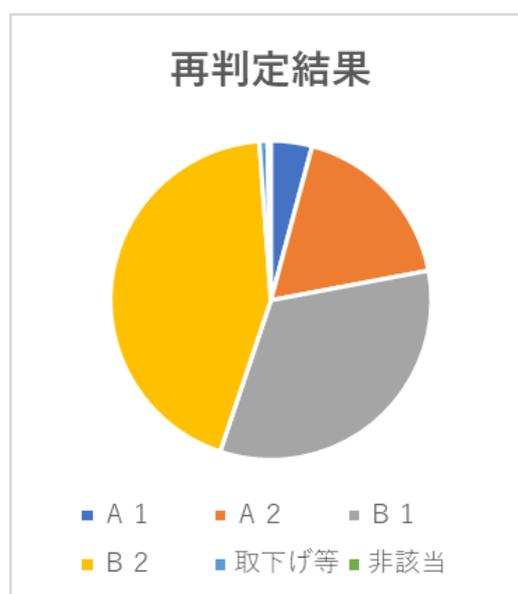
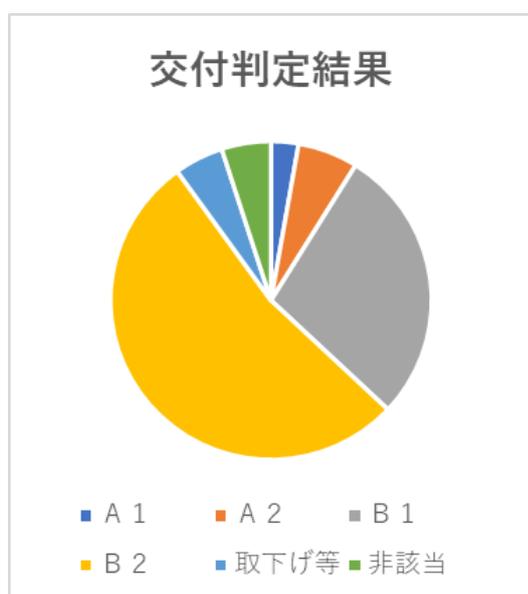
30歳以上の申請については、保護者の高齢化により、手帳を取得のうえ、福祉サービスを利用しながら自活に結びつけたいという動機からの申請が多い。

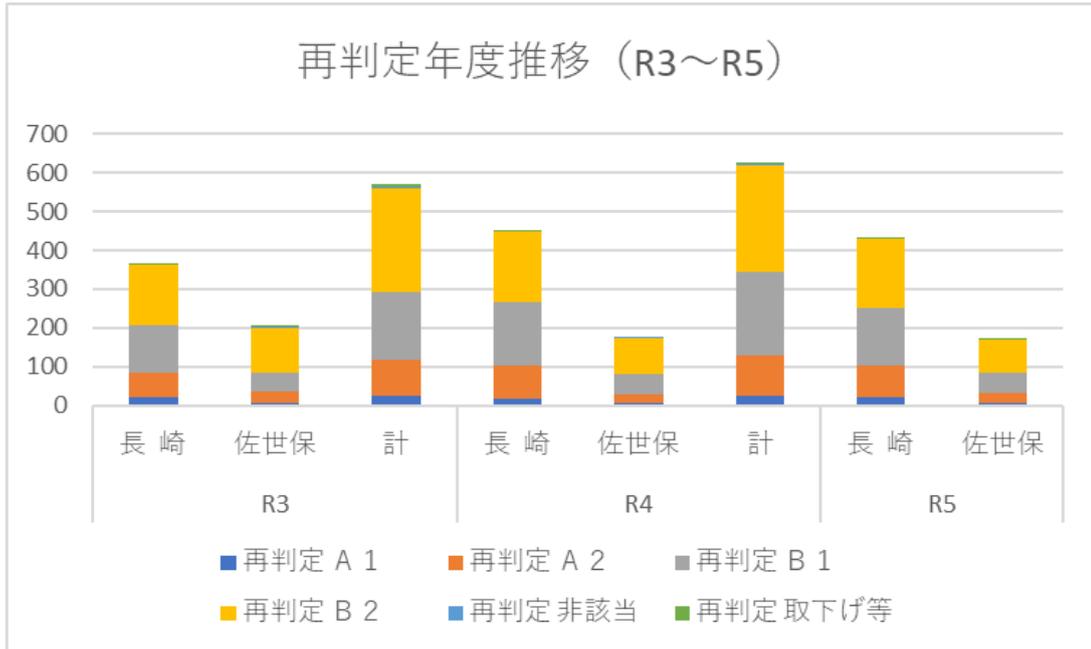


## 6 判定結果内訳

	交付判定							再判定							合計
	A 1	A 2	B 1	B 2	非該当	取下げ等	計	A 1	A 2	B 1	B 2	非該当	取下げ等	計	
長崎	2	9	36	50	1	7	105	19	82	150	177	1	5	434	539
佐世保	3	2	15	46	8	2	76	6	26	50	87	1	0	170	246
計	5	11	51	96	9	9	181	25	108	200	264	2	5	604	785

- 注 1) 障害の程度表示：A 1（最重度）、A 2（重度）、B 1（中度）、B 2（軽度）。  
 2) 再判定：障害程度の確認のため、手帳交付後一定期間を経て行う判定。  
 3) 非該当：判定の結果、療育手帳の基準に該当しなかったもの。  
 4) 取下げ等：申請が取下げられたもの、申請を却下したもの、申請書を返戻したものなど。





## ( )療育手帳所持者数(県障害福祉課調べ)

## 1 年齢・障害程度別 全県計

(令和6年3月31日現在)

障害別	療育手帳所持者数							
	年齢別	A	A1	A2	B	B1	B2	計
	6歳未満	0	36	76	0	58	60	230
	6歳以上～15歳未満	0	353	281	0	397	733	1,764
	15歳以上～18歳未満	0	129	95	0	174	510	908
	小計	0	518	452	0	629	1,303	2,902
	18歳以上～30歳未満	0	674	425	0	740	1,757	3,596
	30歳以上～40歳未満	0	623	372	0	601	783	2,379
	40歳以上～50歳未満	1	589	413	0	637	596	2,236
	50歳以上～60歳未満	2	582	442	2	654	553	2,235
	60歳以上～65歳未満	2	247	217	3	339	240	1,048
	65歳以上～70歳未満	3	207	193	1	283	187	874
	70歳以上	6	285	428	0	606	262	1,587
	うち75歳以上	5	139	200	0	294	109	747
	小計	14	3,207	2,490	6	3,860	4,378	13,955
	合計	14	3,725	2,942	6	4,489	5,681	16,857
		A		B			計	
	18歳未満	970		1,932			2,902	
	18歳以上	5,711		8,244			13,955	
	計	6,681		10,176			16,857	

## 2 市町別・程度別

(令和6年3月31日現在)

市町村名	A	A 1	A 2	B	B 1	B 2	計
長崎市	0	1,162	815	0	1,287	1,324	4,588
佐世保市	1	613	460	0	715	1,287	3,076
島原市	2	148	113	2	158	149	572
諫早市	1	394	307	2	448	517	1,669
大村市	2	278	208	1	335	473	1,297
平戸市	0	88	82	0	126	166	462
松浦市	0	44	67	0	100	151	362
対馬市	3	71	61	0	91	170	396
壱岐市	0	86	61	0	80	170	397
五島市	2	131	114	0	179	167	593
西海市	0	80	74	0	138	139	431
雲仙市	0	143	132	0	199	187	661
南島原市	0	133	128	0	191	159	611
市部計	11	3,371	2,622	5	4,047	5,059	15,115
西彼杵郡	2	156	131	1	174	186	650
長与町	2	96	78	1	98	101	376
時津町	0	60	53	0	76	85	274
東彼杵郡	0	101	76	0	128	269	574
東彼杵町	0	21	20	0	35	69	145
川棚町	0	41	26	0	42	109	218
波佐見町	0	39	30	0	51	91	211
北松浦郡	1	25	41	0	44	69	180
小値賀町	1	6	15	0	11	15	48
佐々町	0	19	26	0	33	54	132
南松浦郡	0	72	72	0	96	98	338
新上五島町	0	72	72	0	96	98	338
郡部計	3	354	320	1	442	622	1,742
合計	14	3,725	2,942	6	4,489	5,681	16,857

□

## 3 市町別・年齢別

(令和6年3月31日現在)

市町村名	～6	6～15	15～18	小計	18～30	30～40	40～50	50～60	60～65	65～70	70～	小計	合計
長崎市	58	499	245	802	945	674	646	619	287	217	398	3,786	4,588
佐世保市	36	258	153	447	676	449	429	452	174	156	293	2,629	3,076
島原市	6	61	23	90	137	70	66	84	39	27	59	482	572
諫早市	18	207	111	336	357	272	206	179	99	68	152	1,333	1,669
大村市	57	220	97	374	328	177	157	116	47	36	62	923	1,297
平戸市	8	36	18	62	75	59	72	86	32	29	47	400	462
松浦市	2	30	22	54	72	34	49	42	30	29	52	308	362
対馬市	3	42	22	67	81	43	52	63	33	26	31	329	396
壱岐市	2	34	28	64	102	60	41	40	25	26	39	333	397
五島市	1	29	16	46	118	67	81	107	60	46	68	547	593
西海市	6	37	19	62	83	55	67	52	29	29	54	369	431
雲仙市	4	56	35	95	123	90	94	79	50	52	78	566	661
南島原市	1	54	32	87	136	79	52	74	46	47	90	524	611
市部計	202	1,563	821	2,586	3,233	2,129	2,012	1,993	951	788	1,423	12,529	15,115
西彼杵郡	17	106	35	158	158	93	76	57	22	25	61	492	650
長与町	9	43	16	68	104	64	38	34	16	11	41	308	376
時津町	8	63	19	90	54	29	38	23	6	14	20	184	274
東彼杵郡	8	63	30	101	128	82	80	91	34	21	37	473	574
東彼杵町	2	14	7	23	33	18	23	26	7	8	7	122	145
川棚町	3	29	11	43	55	29	28	32	12	8	11	175	218
波佐見町	3	20	12	35	40	35	29	33	15	5	19	176	211
北松浦郡	2	18	10	30	33	31	20	20	9	9	28	150	180
小値賀町	2	2	2	6	5	10	2	6	5	4	10	42	48
佐々町	0	16	8	24	28	21	18	14	4	5	18	108	132
南松浦郡	1	14	12	27	44	44	48	74	32	31	38	311	338
新上五島町	1	14	12	27	44	44	48	74	32	31	38	311	338
郡部計	28	201	87	316	363	250	224	242	97	86	164	1,426	1,742
合計	230	1,764	908	2,902	3,596	2,379	2,236	2,235	1,048	874	1,587	13,955	16,857

## ( ) 障害者権利擁護センター

## 1 設置の目的

平成 24 年 10 月 1 日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、県に「障害者権利擁護センター」を設置することが義務づけられた。これにより、平成 25 年 4 月、長崎こども・女性・障害者支援センター内に「障害者権利擁護センター」を設置している。

## 2 業務内容

## (1) 相談対応および関係機関との連携

障害者虐待（主として使用者による虐待）の相談・通報・届出を受け付けるとともに、市町、労働局等の関係機関と連携・協力し、対応を行っている。

例年、各市町障害者虐待防止センター・労働局・県本庁・県障害者権利擁護センター等が、情報交換等を通して各々の役割を発揮できるように、「市町障害者虐待防止センター等連携会議」を当センターで開催している。令和 5 年度は 10 月 6 日に開催し、20 機関 29 名の参加があった。

## (2) 障害者虐待防止・権利擁護研修会の開催

障害福祉サービス事業所等職員を対象に障害者虐待の防止と障害者に対する権利擁護の意識を高めることを目的に開催している。令和 5 年度は 12 月 6 日と 12 月 15 日に集合型による研修会を行い、188 名の受講があった。

## (3) 広報・啓発

障害者虐待の周知や理解を深めるためにパンフレットを作成し、関係機関に配布している。同誌は当センターのホームページに掲載し、広く活用できるようにしている。

## 3 対応状況等

## 障害者虐待等に係る相談・通報・届出受理件数

市町からの問い合わせ・相談を含む

## (1) 虐待種類別 対象者が重複障害の場合は主な障害の方に計上

年度	対象者 障害別	虐待種類別					総件数
		養護者によるもの	施設従事者によるもの	使用者によるもの	その他・不明	計	
R 3	身体	2		2		4	2 3
	知的		3	3	1	7	
	精神	1		9		1 0	
	その他・不明	2				2	
R 4	身体		1			1	3 0
	知的	5	3	4		1 2	
	精神	3	7	1		1 1	
	その他・不明	1	2	3	0	6	
R 5	身体		2	1	1	4	2 5
	知的		3	9		1 2	
	精神		1	6		7	
	その他・不明			2	1	2	

## (2) 内容別

年度	対象者障害別	虐待内容別（重複あり）							総件数
		身体的	性的	心理的	放棄・ 放置	経済的	その他・ 不明	計	
R 3	身体	1		3				4	27
	知的	1	1	5		2		9	
	精神	1		9		1		11	
	その他・不明	2				1		3	
R 4	身体				1			1	32
	知的	3		3		7		13	
	精神			8	1	2		11	
	その他・不明	2		3		2		7	
R 5	身体	2					1	4	26
	知的	1	1	4	3	1		12	
	精神			6		3		7	
	その他・不明	1		2		1		3	

使用者による虐待については、通報受理後、すみやかに労働局に報告を行い、他の種類に関しても、関係機関と連携を図り対応した。

## 4 研修会等

- 9月19日～21日 厚生労働省障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修  
集合型研修受講（当所より1名受講）
- 10月6日 市町障害者虐待防止センター等連携会議（当所主催）  
集合型研修として開催（オンライン形式での参加者もあり）
- 12月6日、  
12月15日 県障害者虐待防止・権利擁護研修会（当所主催）  
集合型研修として開催。